

5 総合計画の進捗状況調査に基づく基本施策の評価

基本施策		評価結果	基本施策		評価結果
No.	名称		No.	名称	
1	消費生活相談等の充実	A			
2	消費生活情報の提供と活動の支援	B			
3	問題解決への指導の強化	A			

6 総合評価

成果指標評価	C	活動指標評価	B	進捗状況調査結果	A
--------	---	--------	---	----------	---

総合評価	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> B <small>(自動判定)</small> </div> ➔ 構成事務事業の見直しが必要な施策です。
	<small>総合評価結果に対する分析（施策全体について、進捗状況、有効性・効率性の観点から踏まえて分析してください。）</small>
	<ul style="list-style-type: none"> ・住民満足度が、平成21年度調査値より下がっているが、これは平成21年（2009年）に消費者安全法が制定（消費者庁の設置）され、消費生活相談が自治体の業務に位置づけられたことにより、今まで任意に行ってきた相談事業をより充実したことで、高い満足度だったものと思われる。 ・消費生活行政をめぐる、新たな要望や問い合わせはないが、複雑多様化する消費生活上の問題が発生することも予知されることから消費者の利益を保護するため、引き続き施策の充実に努める必要がある。

7 今後の方向性

方向性	<input type="checkbox"/> 現状維持 <input checked="" type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 大幅な見直し <input type="checkbox"/> 新たな取り組みや事業を追加 <input type="checkbox"/> その他
改善案などの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談における相談件数がだんだんと減少しているが、消費者の利益を擁護するため、引き続き、相談体制の充実を努め、消費生活相談の一層の周知を図る。 ・消費生活相談員の職務、要件等について位置づけを明確にし、相談体制の整備に努める。

8 庁内行政評価委員会コメント

※主管部等では記入しないでください。

評価・方向性	所管部の方向性のとおり
--------	-------------

